

○高岡市重度心身障害者等医療費助成条例

平成17年11月1日

条例第111号

改正 平成18年3月20日条例第21号

平成18年12月22日条例第45号

平成19年3月22日条例第9号

平成20年3月25日条例第12号

平成26年6月26日条例第68号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者等に対する医療の確保を図るため、必要な助成を行い、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

2 この条例において「重度心身障害者等」とは、本市に住所を有し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、その者の属する世帯について規則の定めるところにより算定した合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に定める合計所得金額をいう。)が1,000万円以上の者及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者を除く。

- (1) 65歳未満の者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害程度が「1級」又は「2級」に該当するもの
 - イ 富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)の規定による療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けた者であって、障害の程度が「A」に該当するもの
- (2) 65歳以上70歳未満の者(次号及び第5号に規定する者を除く。)であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者又は知的障害者と判定された者
 - ウ 引き続き3箇月以上臥床している者であって食事、入浴、排便等に常時介護を要すると市長が認定したもの
- (3) 高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者(第5号に規定する者を除く。)
- (4) 75歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「高齢者医療確保法施行令」という。)別表に定める程度の障害の状態にあると市長が認定したもの(次号に規定する者を除く。)
- (5) 65歳以上の者であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害程度が「1級」若しくは「2級」に該当するもの、療育手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が「A」に該当するもの
- イ アに該当する者と同程度の障害の状態にあると市長が認定した者
- 3 この条例において「自己負担金」とは、医療保険各法に規定する療養の給付その他規則で定める給付(以下「医療給付」という。)を受けた重度心身障害者等が医療保険各法に基づき負担すべき額をいう。
- 4 この条例において「一部負担金」とは、高齢者医療確保法第56条第1項で規定する後期高齢者医療給付(療養の給付その他規則で定める給付に限る。)を受けた者が同法に基づき負担すべき額をいう。
- 5 この条例において「受給者」とは、医療費の助成を受けようとする重度心身障害者等であって、規則の定めるところにより受給資格の登録を受けたものをいう。
- 6 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局その他規則で定めるものをいう。

(助成の額)

第3条 市長は、次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に掲げる額を助成する。ただし、法令等により医療に関する給付が行われるときは、当該給付の額を控除した額とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる重度心身障害者等である受給者 自己負担金の額
- (2) 前条第2項第2号に掲げる重度心身障害者等である受給者ア及びイに掲げる額
- ア 自己負担の額から医療保険各法に基づき70歳に達する日の属する月の翌月以後に医療給付を受けた者(当該医療給付を受けた者に係る医療保険各法に基づく政令で定めるところにより算定した報酬、給与、給料及び所得の額が当該政令で定める額以上の場合を除く。)が負担すべき額(以下「負担すべき額に相当する額」という。)を控除した額
- イ 負担すべき額に相当する額が医療保険各法に規定する高額療養費の支給要件となる金額を超える場合は、当該医療保険各法の規定により支給される高額療養費に相当する額
- (3) 前条第2項第3号及び第4号に掲げる重度心身障害者等であって、高齢者医療確保法第67条第1項第1号に該当する受給者 一部負担金の額
- (4) 前条第2項第3号及び第4号に掲げる重度心身障害者等であって、高齢者医療確保法第67条第1項第2号に該当する受給者 一部負担金の額から高齢者医療確保法第70条第2項又は第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を控除した額
- (5) 前条第2項第5号に掲げる重度心身障害者等である受給者 一部負担金の額

(助成の方法)

第4条 市長は、次の各号に掲げるところにより助成金を交付するものとする。

- (1) 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる重度心身障害者等である受給者に対する助成金(第3条第2号イに係る助成金を除く。)にあつては、保険医療機関等に交付するものとする。ただし、富山県以外の保険医療機関等で医療給付を受ける場合には、受給者に交付するものとする。
- (2) 前号の規定により保険医療機関等に助成金を交付したときは、その医療給付を受けた受給者に対し助成されたものとみなす。
- (3) 第2条第2項第3号から第5号までに掲げる重度心身障害者等である受給者に対する助成金及び第3条第2号イに係る助成金にあつては、受給者に交付するものとする。

る。

(届出義務)

第5条 受給者は、氏名、住所及び医療保険関係に変更を生じたときは14日以内に市長に届け出なければならない。

(助成金の返還等)

第6条 医療給付を受ける事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該医療給付を受けた対象者が第三者から当該事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度内において助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他の不正行為によりこの条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例による助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡市重度心身障害者等医療費助成条例(昭和58年高岡市条例第1号)又は福岡町重度心身障害者等医療費助成条例(昭和58年福岡町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年3月20日条例第21号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月22日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成19年3月22日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高岡市重度心身障害者等医療費助成条例の規定は、施行日以後に実施された医療に対する医療費の助成について適用し、施行日前に実施された医療に対する医療費の助成についてはなお従前の例による。

附 則(平成20年3月25日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は平成20年10月1日から施行する。

(第4条による高岡市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正に係る経過措置)

4 第4条の規定による改正後の高岡市重度心身障害者医療費助成条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)の規定は、第4条の規定の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に受ける医療給付又は高齢者医療給付に係る助成について適用し、施行日前に受けた医療給付又は高齢者医療給付に係る助成については、なお従前の例による。

5 市長は、施行日前において新条例第2条第2項ただし書に規定する事由の確認等に関する事務の実施に必要な準備をすることができる。

附 則(平成26年6月26日条例第68号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高岡市重度心身障害者等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施された医療に対する医療費の助成について適用し、同日前に実施された医療に対する医療費の助成については、なお従前の例による。